

12 (7) 356

⑪

裁判長	
認印	

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書 (和 解)	
事件の表示	平成13年(ネ)第1553号
期 日	平成13年 5 月 23日 午前11時00分
場所及び公開の有無	東京高等裁判所第1民事部 法廷で再開
裁判長裁判官 裁 判 官 裁 判 官 裁判所書記官	江 見 弘 武 岩 田 眞 原 啓 一 郎 小 林 卓 也
出頭した当事者等	控訴人 杉村唯男 被控訴人 縄野建三 被控訴人代理人 村野光夫
指 定 期 日	
弁 論 の 要 領	
裁判長 控訴人の期日変更申立却下決定 控訴人 控訴状陳述 被控訴人 控訴棄却申立 当事者双方	

原判決記載のとおり原審口頭弁論の結果陳述

当事者間に次のとおり和解成立

1 当事者の表示

川崎市麻生区千代ヶ丘9丁目13番5号

控訴人 杉 村 唯 男

川崎市麻生区千代ヶ丘9丁目13番4号

被控訴人 縄 野 建 三

同訴訟代理人弁護士 村 野 光 夫

2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、原判決（横浜地方裁判所川崎支部平成12年(ワ)第556号）の「事実及び理由」記載のとおり

3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 小 林 卓



和 解 条 項

- 1 控訴人は被控訴人に対し、次の事項を確認する。
 - (1) 控訴人の主張に係る角切りは、被控訴人が業者に強要したり、働きかけて行われたものではないこと。
 - (2) 被控訴人が、工事後の同角切り部分を自動車で通行したことはないこと。
- 2 控訴人と被控訴人は、前項の角切り工事に端を発する問題について、被控訴人が控訴人に対し、何らの債務を負うものでないことを相互に確認する。
- 3 被控訴人は、脅迫、名誉毀損について神奈川県警察にした告訴（一部について被疑者不詳）は維持するものとする。
- 4 控訴人と被控訴人は、今後、良い隣人関係を築くよう相互に努力する。
- 5 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 6 控訴人と被控訴人は、本和解条項に定めるほか、相互に何らの債権債務のないことを確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

平成16年3月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 小林 卓也

平成13年(ネ)第1553号債務不存在確認請求控訴事件 (原審・横浜地方裁判所
川崎支部平成12年(ワ)第556号)

口頭弁論終結日・平成16年2月4日

判 決

川崎市麻生区千代ヶ丘9丁目13番5号

控 訴 人 杉 村 唯 男

川崎市麻生区千代ヶ丘9丁目13番4号

被 控 訴 人 縄 野 建 三

上記訴訟代理人弁護士 村 野 光 夫

主 文

- 1 本件訴訟は、平成13年5月23日の和解成立により終了した。
- 2 控訴人の平成15年9月2日付け書面による口頭弁論期日指定の申立て後の訴訟費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴人の期日指定の申立て

控訴人は、控訴人と被控訴人間の平成13年(ネ)第1553号債務不存在確認請求控訴事件につき、平成13年5月23日に成立した和解の無効を主張し、期日指定の上、弁論の続行を求めた。

第2 当裁判所の判断

1 事案の経過

(1) 本件訴訟は、控訴人からその所有の土地の角部分(本件角切り部分)を不法に使用しているとして損害賠償(慰謝料90万円、原状回復費用8万2950円)を請求されている被控訴人が、上記損害賠償債務が存在しないことの確認を請求した事案である。

原審は、被控訴人の請求を認容した。

(2) 平成13年5月23日(当審第1回口頭弁論期日), 控訴人と被控訴人間に, 要旨下記内容の裁判上の和解(本件和解)が成立した。

記

「1 控訴人は, 被控訴人に対し, 次の事項を確認する。

(1) 控訴人の主張に係る角切りは, 被控訴人が業者に強要したり, 働きかけて行われたものではないこと。

(2) 被控訴人が, 工事後の同角切り部分を自動車で通行したことはないこと。

2 控訴人と被控訴人は, 前項の角切り工事に端を発する問題について, 被控訴人が控訴人に対し, 何らの債務を負うものではないことを相互に確認する。

3 被控訴人は, 脅迫, 名誉毀損について神奈川県警察にした告訴(一部について被疑者不詳)は維持するものとする。

4 控訴人と被控訴人は, 今後, 良い隣人関係を築くように相互に努力する。

5 被控訴人は, その余の請求を放棄する。」(以下, 省略)

(3) 控訴人は, 被控訴人が本件角切り部分を自動車で通行しており, 本件和解の第1項が無効であると主張している。

2 判断

被控訴人が本件角切り部分を通行していたかどうかにつき, 争いがあったこと, そのことをも含め, 上記のとおり, 第1回口頭弁論期日において訴訟上の和解が成立したことは当裁判所に顕著なところであり, 上記の和解の内容につき, 無効事由は見当たらず, 控訴人主張の事由により上記和解が無効となるものでもない。

第3 結論

以上によれば, 本件訴訟は和解により終了したと認められるから, 主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官

江 見 弘 武

東京高等裁判所

裁判官 岡 光 民 雄

裁判官 市 川 多 美 子

これは正本である。

平成 年 月 日

16. 3. 17

東京高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 小 林 卓 也

平成13年（ネ）第1553号債務不存在確認請求事件

控訴人 杉村 唯男

被控訴人 縄野 建三

期日指定の申立

東京高等裁判所
第一民事部 御中

平成15年 9月 2日
控訴人 杉村 唯男

上記当事者間の、東京高等裁判所平成13年（ネ）第1553号債務不存在確認請求事件は、平成13年5月23日和解が成立したが、当該和解条項は無効であるので期日指定の上弁論の続行を求める。

和解条項

1. 控訴人は被控訴人に対し、下記の事項を確認する。
 - (1)控訴人の主張に係る角切りは、被控訴人が業者に強要したり、働きかけて行われたものではないこと。
 - (2)被控訴人が、工事後の同角切り部分を自動車で通行したことはないこと。
2. 控訴人と被控訴人は、前項の角切り工事に端を発する問題について、被控訴人が控訴人に対し、何らの債務を負うものではないことを相互に確認する。
3. 被控訴人は、脅迫、名誉毀損について神奈川県警察にした告訴（一部について被疑者不祥）は維持するものとする。
4. 控訴人と被控訴人は、今後、良い隣人関係を築くよう相互に努力する。
5. 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
6. 控訴人と被控訴人は、本和解条項に定めるほか、相互に何ら債権債務のないことを確認する。
7. 訴訟費用は各自の負担とする。

無効原因

- 1、本条項の1項は、本事件の原因となる部分であり、角切りは被控訴人が業者に強要したり、働きかけて行なわれたものではないとしている。

しかし、被控訴人の妻「輝子氏」が、工事人「玉田守氏」に角切りをしてもらえなければ、工事のため私の土地に入らないでほしい、と角切りを働きかけたものである。

控訴人はやむを得ず、「隣地立入権」も侵害されたが工事継続のため、角切り工事を認めざるを得なかった。

角切り部分を、後日修復したが「不動産侵奪」については、一定の継続性があるのが常であるので、最終の行為が終った時から公訴時効は進行する。

被控訴人の行いは「不動産侵奪」である。

- 2、1項2号については、被控訴人提出の「甲第9号証」によると、被控訴人の車は「右側通行」をしており違法である。

被控訴人の前面道路は幅6mであるが、自動車は左側通行であるので、幅3mとしてしか利用できない。

したがって、被控訴人主張の「頭からの車庫入れ」は、「左側通行」の自動車では左折による車庫入れはできない、何回かのハンドルの切り返しが必要となり、角切り部分を通行しなければならなくなる。

- 3、和解条項2項について述べると、控訴人が被控訴人に対して、何らの請求もしたことは無い。

しかし被控訴人は、控訴人の不動産の占有を一部排除したものであって「不当利得債務」を負うものである。

よって、債務の支払い義務がある。

- 4、和解条項3項は、控訴人が「脅迫」、「名誉毀損」、に類することを被控訴人に対して行ったと、解されるがそのようなことは全くしていない。

しかし、上述のとおり被控訴人は不動産の侵奪をしたのであって、「脅迫」、「名誉毀損」、は成立しない。

以上により、期日指定を申立る。

平成16年(才)第983号

決 定

川崎市麻生区千代ヶ丘9丁目13番5号

上 告 人 杉 村 唯 男

川崎市麻生区千代ヶ丘9丁目13番4号

被 上 告 人 縄 野 建 三

上記当事者間の東京高等裁判所平成13年(ネ)第1553号債務不存在確認請求事件について、同裁判所が平成16年3月17日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成16年9月9日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 泉 徳 治

裁判官 横 尾 和 子

裁判官 甲 斐 中 辰 夫

裁判官 島 田 仁 郎

裁判官 才 口 千 晴

これは正本である。

平成 16 年 9 月 9 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 高橋 多美男

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成18年(ク)第195号, 第196号
決 定 日	平成18年5月26日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	上 田 豊 三 藤 田 宙 靖 堀 籠 幸 男
当 事 者 等	抗 告 人 杉 村 唯 男
原 裁 判 の 表 示	第195号事件につき, 東京高等裁判所平成16年(ム)第138号(平成17年12月5日決定)
	第196号事件につき, 東京高等裁判所平成17年(ラ許)第341号(平成18年1月11日決定)

裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件各抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について特別抗告をすることが許されるのは, 民訴法336条1項所定の場合に限られるところ, 本件各抗告理由は, 違憲をいうが, その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって, 同項に規定する事由に該当しない。

平成18年5月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 池 田 英 樹 (印)

これは正本である。

平成 18 年 5 月 26 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 池田英樹

川崎市民票

川崎市麻生区

世帯主	純野 建三
任	千代ヶ丘9丁目13番4号
研	
範	
考	

氏名	純野 建三	生年	昭和14年 4月24日	性別	男	続柄	世帯主	市民登録年月日	昭和58年 3月19日
本籍	川崎市麻生区千代ヶ丘9丁目13番	筆頭者	純野 建三						
1	昭和58年 3月19日 神奈川県藤沢市大郷3丁目14番1-306号 から転入								

氏名	純野 輝子	生年	昭和15年 8月21日	性別	女	続柄	妻	市民登録年月日	昭和58年 3月19日
本籍	神奈川県藤沢市大郷3丁目14番1-306号	筆頭者	純野 建三						
2	昭和58年 3月19日 神奈川県藤沢市大郷3丁目14番1-306号 から転入								

822-16

(示表の物建の標一) 部 題 表

① 構 造	② 床 面 積	原 因 及 び そ の 日 付	登 記 の 日 付

(示表の物建の標一) 部 題 表

① 構 造	② 床 面 積	原 因 及 び そ の 日 付	登 記 の 日 付
鉄筋コンクリート五階建	一階 田長 卅五 二階 田長 卅五 三階 田長 卅五 四階 田長 卅五 五階 田長 卅五		昭和四年四月廿九日 昭和四年四月廿七日

所 在

藤沢市大鋸三丁目 八番 番地

藤沢市大鋸字牛次八番番地

所 在 區 号

昭和四年四月廿九日
昭和四年四月廿七日

専 有 部 分 の
家 屋 番 号

- 822-16-1
- 822-16-2
- 822-16-3
- 822-16-4
- 822-16-5
- 822-16-6
- 822-16-7
- 822-16-8
- 822-16-9
- 822-16-10
- 822-16-11
- 822-16-12
- 822-16-13
- 822-16-14
- 822-16-15
- 822-16-16
- 822-16-17
- 822-16-18
- 822-16-19
- 822-16-20
- 822-16-21
- 822-16-22
- 822-16-23
- 822-16-24
- 822-16-25
- 822-16-26
- 822-16-27
- 822-16-28
- 822-16-29
- 822-16-30

表題部 (示表の物理の分部有等)

家屋番号	八式或者地下の床五			建物の番号	赤番六
大徳三丁目 昭和四年参月廿七日					
①種類	居宅	②構造	鉄筋コンクリート造 半階建	③床面積	参階部分 六七七七 m ²
				原因及びその日付	昭和四年参月廿六日 新築
				登記の日付	昭和四年参月廿六日

表題部 (示表の物理の分部有等)

符号	①種類	②構造	③床面積	原因及びその日付	登記の日付
者	八式或者地下の床五 持分持命 志 梶野 輝子				
者	八式或者地下の床五 持分持命 志 梶野 輝子				

大鑑5丁目

地家番
822-16-15
号屋番

番順 号位	事 項 欄	番順 号位	事 項 欄	番順 号位	事 項 欄
乙 区 1	<p>抵当権設定 昭和四四年五月廿二日受付 第九九六番号 原因 昭和四四年四月廿〇日 金銭消費貸借の昭和四四年 四月廿〇日設定契約 債権額 金壹百六拾万円 利息 年五。〇% 分五厘 債務者 藤沢市大籠八貳貳番地 藤沢マンション参〇六号 野田 健三 抵当権者 東京都千代田区大手 町貳丁目四番地 石川 勇祐建設工業株式会社 共同担保 目録お第九〇五四番</p>	参	<p>抵当権設定 昭和五八年四月式〇日受付 第参七〇七八号 原因 昭和五八年参月九日 金銭消費貸借昭和五八年四 月式〇日設定 債権額 金八百八拾万円 利息 年五。〇% 債務者 藤沢市大籠三丁目 四番号一参〇六号 野田 賢治 抵当権者 大医府門真市大字 門真参〇〇六番地</p>	四	<p>株式会社 松下電器共済会 共同担保目録(参)第五八五七号 参番抵当権抹消 平成四年参月廿九日受付 第九九六四号 原因 平成四年参月八日井浜</p>
乙 区 2					<p>これは登記簿の抄本である。 ただし、請求に係る部分についての登記の全部を謄写した。 平成14年9月27日 横浜地方法務局藤沢支局 登記官 宮路 正子</p> 

I. 学生の指導 (岡山大学在職中)

1. 学部卒業生と研究課題

1986・3卒 (藤井 徹, 松岡隆雄 = 湯原指導)

1987・3卒 沢井 正史: 透明帯除去ハムスター卵子に対するヤギ精子の浸入能
西原 茂和: ラット卵胞卵における体外培養および体外受精
(田 誠, 長谷祥治, 東山和敬 = 湯原指導)

1988・3卒 大前 孝彦: 低温保存ラット前核期卵における核の生存性
藤原 努: ラットおよびマウス受精卵の生存性におよぼすサイトカラシンBとコルセドの影響
三瀬 博也: ラットの体外受精におよぼすカフェインの影響
(阿部 博, 佐藤直紀 = 湯原指導)

1989・3卒 甲藤 雅彦: ラット低温保存胚の核置換に関する研究
迫川 美樹: 豚卵胞卵の体外受精に及ぼす2,3の要因の影響
中原 仁: ブタ卵管上皮細胞の体外培養に関する研究
(赤沢 進 = 湯原指導)

1990・3卒 (大講座制での第一期生)
杉本 俊哉: ラット精子の受精能獲得に及ぼすヘパリンおよびカフェインの影響
中島ルミ子: ラット前核期卵の低温保存に及ぼす蔗糖の影響
(武村和彦 = 奥田指導; 中川 豊 = 実験動物学)

1991・3卒 縄野 雅夫: 体外成熟卵胞卵の体外受精に及ぼす卵胞液の影響
三好 和睦: ラット前核期胚および桑実期胚の低温保存におよぼすショ糖の影響
(佐藤章則, 八木真琴 = 奥田指導; 入江一憲 = 実験動物学)

1992・3卒 大原毅一郎: 豚未熟卵子の体外成熟におよぼすホルモンの影響
沖津 摂: ウシ体外成熟卵子の低温保存
(川口達也 = 実験動物学)

1993・3卒 川田 高志: ラット1-細胞期胚の体外発生におよぼすアミノ酸の影響
(上野山賀久, 服部慎一, 藤田康子 = 奥田指導, 加藤廣子 = 実験動物学)

1994・3卒 青木賢一郎: ラット1-細胞期胚の体外発生におよぼすビタミンの影響
内田 啓一: 体外成熟豚卵子の体外受精に及ぼす牛胎児血清の影響
(小川洋子 = 奥田指導; 橋本正人, 増野圭子 = 動物内分泌学)

1995・3卒 田中 紀子: ラット体外受精卵の限定培地における体外発生
(堀川京子, 村上周子 = 奥田指導; 作本享介, 八木隆史 = 動物内分泌学)

1996・3卒 幸野 智子: 体外受精由来ラット初期胚の限定培地における発生能
(安藤良子, 岩野 央, 内藤智恵子, 三宅麻里 = 奥田-動物内分泌学-指導)
(片岡智子 = 動物内分泌学)

1997・3卒 信岡 千景: インスリン様増殖因子-1が牛卵子の体外成熟に及ぼす影響
平田 京子: リン酸がラット1-, 2-細胞期胚のその後の発生能に及ぼす影響
(坂部夕里子, 福森雅一, 宮本陽子 = 動物内分泌学)

1998・3卒 木曾美奈子: ラット卵子における卵核胞核相の形態的研究 (舟橋指導)
神野真由子: 顆粒層細胞が卵核胞期卵子の核相に及ぼす影響 (舟橋指導)
(小林真也, 野下英樹 = 動物内分泌学)

1999・3卒 北田 広明: トリス緩衝培地におけるラット卵子の体外受精
濱田 成功: 異なる受精培地における牛卵子の体外受精
中平 忍: ラット卵子内に存在するグルタチオンおよび関連物質の精子侵入に伴う変動(舟橋指導)
藤原 俊満: 精漿がブタ射出精子への受精促進ペプチドおよびアデノシンの作用に及ぼす影響 (舟橋指導)
(石丸恵美, 森上幸恵 = 動物内分泌学)

2000・3卒 飯島 久美: 修正トリス緩衝培地(mTBM)におけるウシ卵子の体外受精
寺垣 摩穂: ラット初期胚の体外発生におよぼす浸透圧の影響
(石丸恭子, 住川友紀, 谷口浩章, 平田 麗 = 動物内分泌学)

2001・3卒 今城あかね: ブタ未熟卵子の体外成熟-受精系の改良
坂本美智子: ラット胚のガラス化凍結保存